

相談事例

《相談の内容》

自宅に「**内容確認通知書**」と書かれたハガキが届いた。ハガキには「以前契約した訪問販売会社に未払いがあり、その会社が管轄裁判所に訴状申請した事を報告します。」ということが書いてあった。

自分は全く身に覚えがないが、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷することになり、このまま放置すると財産の差押さえをされると書いてある。

どうしたらよいだろうか？

内容確認通知書	
平成23年	第 〇〇〇 号
<small>この度ご通知しましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。</small>	
<small>当座会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け継ぎますが、当センターは原告側からの最終催告、また御本人様と内容を確認する機関となります。</small>	
<small>当センターが貴方に対して訴訟を起こしているではありませんので予めご了承ください。</small>	
<small>又、点検面法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。</small>	
<small>このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。</small>	
<small>放棄に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。</small>	
<small>※ 最近、個人情報悪用する手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合は早急にご連絡下さい。</small>	
相談受付時間	9:30~17:00 (土・日・祭日を除く)
(相談窓口)	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-1-9 日比谷ビル2F	
全国紛争処理相談センター	

架空請求ハガキ例

自宅に届いた「内容確認通知書」と書かれたハガキ。 代金が未納？訴状申請？？どうしよう？！

《対応の内容》

ハガキやメールでの架空請求のトラブルについて説明しました。このような、請求には根拠がなく、「振り込め詐欺」の一種とされます。身に覚えがなければ、ハガキに記載されている会社には連絡せず、**そのまま無視**するよう助言しました。

見守りのポイント

ハガキによる架空請求は、3~4年前に非常に多くみられた手口です。最近は情報が行き渡り、ずいぶん少なくなってきましたが、ここ1カ月ほど、また相談件数が多くなってきましたのでご注意ください。

「裁判」「財産の差押さえ」など、専門的で不安を煽るような文言があると、連絡をしたくなりますが、裁判所からの通知は「特別送達」と赤字で書かれた封書が送付され、受け取った証拠として押印が必要となります。このようなハガキに対する**一番良い対処方法は無視すること**です。周りに身に覚えのないハガキが届いたという方がいたら声をかけてあげてください。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111